

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和3年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高 岡 支 局	氷見市味川字上原
	氷見市角間字三十苅
	氷見市上余川
	氷見市上余川字上野
	氷見市上余川字窪田
	氷見市上余川字中原
	氷見市上余川字長尾
	氷見市上余川字西口
	氷見市上余川字八万
	氷見市上余川字番馬
	氷見市上余川字前田
砺 波 支 局	砺波市井栗谷字谷内
	砺波市井栗谷字中原
	砺波市井栗谷字西谷